毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和６年10月９日
水　曜　日

号　外

目　　次

選挙管理委員会告示
○開票区の設置　1

告　　示

富山県選挙管理委員会告示第62号

開票区の設置について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号。以下「法」という。）第18条第２項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙（富山県第１区又は富山県第２区のいずれか一方の選挙区において執行される法第 109条に規定する再選挙又は法 113条に規定する補欠選挙を除く。）と同日に執行される富山県知事選挙について、富山市の区域を分けて、次のとおり開票区を設けた。

令和６年10月９日

富山県選挙管理委員会
委員長　堀　内　康　男

開票区の名称	開票区の区域
富山市第１開票区	法別表第１の富山県第１区に属する区域
富山市第２開票区	法別表第１の富山県第２区に属する富山市の区域

令和６年10月９日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番